

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(介護補償) 第10条の2 (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） （この条例に定めがない事項） 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条及び第46条を除く。）の規定の例による。</p>	<p>(介護補償) 第10条の2 (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） （この条例に定めがない事項） 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条、<u>第46条及び第46条の2</u>（<u>船員である職員に関する部分に限る。</u>）を除く。）の規定の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。